

会 議 録

会議名 (付属機関等名)		平成26年度 第4回川西市都市景観形成審議会	
事務局(担当課)		都市整備部 まちづくり政策室 都市計画課	
開催日時		平成27年3月24日(火) 午後6時~午後7時半	
開催場所		川西市役所7階 大会議室	
出席者	委員	出席: 澤木委員・平田委員・中江委員・李委員・森畠委員 欠席: 黒坂委員・栗山委員	
	その他	なし	
	事務局	福本・大田・橋本・角田	
傍聴の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数 0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第		議 題 (1) 報告第1号 川西市景観計画の策定について (パブリックコメント結果の報告) (2) その他 景観計画の実現について	
会議結果		(1) 報告第1号 審議経過のとおり (2) その他 審議経過のとおり	

審 議 経 過

会長	皆さんこんばんは。本日は第4回の川西市都市景観形成審議会になりますが、年度末のお忙しいところにも関わりませず、しかも大変夜遅い時間にも関わりませずお集まりいただきまして有難うございます。川西市景観計画について、2年度をかけた審議してまいりまして、前回12月1日の審議会で答申案を作成いたしました。その答申案をもちまして、12月9日に市長の方に答申という形でお渡しをしました。市の方で、昨年の12月から1月の間にパブリックコメントを実施しまして、その結果とそれに対する市の考え方について、本日は報告を受けるというのが主な議題であります。本日は報告事項のみということですが、一応質問をお受けするような形で進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
事務局	委員7名中4名が出席しており、半数以上の参加があるため、規則に基づき会議が成立しています。
議長	議題に沿って議事を進めて参りたいと思います。本日の議題としては、先ほど申しました報告第1号ということで、「川西市景観計画の策定について(パブリックコメント結果の報告)」と、(2)その他としまして「景観計画の実現について」の2点になります。それでは議題(1)報告第1号について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(事務局説明)
議長	有難うございました。事務局からの説明が終わりましたけども、これにつきましてご質問等ございましたら、ご発言頂ければと思います。
委員	図の番号がないのですが、通し番号はあるのでしょうか。文章との対応関係がずれる場合はないのでしょうか。
事務局	図を参照している箇所は、ほとんどなかったと思います。 図を参照する場合は、「下の図をご覧ください」などとしています。ページが飛んだりするようなことはございませんので、図の番号を打っておりません。
委員	文章の中に図の説明がない場合もありますよね。
議長	確かに文章の中に「図1」などがあった方が分かりやすいですね。まだ直せるのでしょうか。
事務局	番号を付ける方向で検討します。まず必要があるか再確認をして、最終判断をします。
委員	パブリックコメントですが、率直な感想としては件数が少なすぎるように思います。どのようにパブリックコメントを募集したのでしょうか。ホームページでの募集でしたら、資料をダウンロードできるようにしたのでしょうか。意見を出した人は一人だけですが、それであれば、募集をしながら市民団体などに直接渡して聞いた方が良かったのではないのでしょうか。

事務局	<p>ホームページで意見を募集しました。また、パブリックコメントとあわせて、市民説明会も実施いたしました。本編の資料編に概要をお示ししています。12月21日午前・午後と1月16日の計3回開催いたしました。こちらにつきましてもホームページで市民説明会の開催について周知させて頂きました。それに加えて、市民団体や、これまでフォーラムやワークショップに参加していただいた方々に、ここまで計画がまとまりましたということで、周知させて頂いております。</p> <p>パブリックコメントをさせて頂いて、なかなか意見があがってこないということが分かりましたので、あわせてこれらのことをさせて頂きました。直接案内を送付するなど行わせていただきましたが、それでも9名の方しか来られませんでした。</p>
議長	<p>市の広報誌などでは、周知したのですか。</p>
事務局	<p>広報誌にも掲載いたしました。</p> <p>今回、総合計画が出来たあとの時期となり、他の計画もいくつか並行してパブリックコメントを実施していました。意見については、極端に少ないところもありますし、極端に多いところもあります。本計画は少ない方の部類に入ってしまった。他の計画でも少ないところもあり、多いところでは100件200件の単位で出て来ているという状況です。景観計画というのが、あまりなじみのないもので、全般論の計画となっていますので、見られてもなかなか意見を書いていただけないということもあったのかと思っております。</p>
議長	<p>説明会でご質問とかご意見はなかったのでしょうか。</p>
事務局	<p>説明会でのご質問は主に、河川の清掃をされている団体の方が来られていまして、そういう活動などを周知してほしいというお話をされておりました。そのようなご意見は、本編の中の「参画と協働による景観形成」ということで、全面的に押し出しておりますので、この部分を今後フォーラムなどで周知していくというお話をさせて頂きました。</p> <p>作った後の周知を頑張らないといけないと思っています。</p>
委員	<p>出来上がった計画は、市民に対して配布しますか。</p>
事務局	<p>現在、概要版を作成しており、市民団体の方や景観に興味のある方を通して配布していきたいと考えております。</p>
委員	<p>そこからもっと具体的な意見が出ると思います。それは、今後活かせばいいと思います。</p>
議長	<p>その他いかがでしょうか。報告された意見の中で、「市民が撮影した写真が分かるようになると、計画が身近なものになる」というものがありますが、これが「こういう写真展の写真ですよ」ということだけでいいのでしょうか。撮られた方のお名前を出すとか、そこまでは求められていないのでしょうか。</p>
事務局	<p>市民目線でどのような場所を撮っているか、そういうことを感じてもらえるようにというご意見でしたので、名前までという話にはなりません。最低限撮影された場所が分かるような、タイトルですとかそのようなものを掲載している状況です。</p>
委員	<p>市民が撮影した写真の件ですが、これは写真展の冊子の方では名前は書かれていました</p>

	<p>よね。身近な感じで写したというのであれば、名前が出ていればこの近所の人撮ったんだということが分かるので、市民が景観に入り込んでいるという雰囲気を感じます。写真展の冊子のような雰囲気が、この計画のものでは感じられないように思います。了解を得られたら、名前を付けられるのでしょうか。</p>
事務局	<p>5年間くらいに渡って行っておりましたもので、初期のものは平成18年あたりになりまして、ここの作品で該当しておられるかは分かりませんが、お亡くなりになっておられる方もあります。</p>
委員	<p>関心がある人がいっぱいいたのですよということが、分かるだけでも価値はあります。これでは、市民の顔が見えてきません。</p>
議長	<p>写真に愛着、思い入れを持っておられる方は、自分の名前が載れば嬉しいと思います。</p>
事務局	<p>連絡先はわかりますので、掲載の可否を確認します。</p>
議長	<p>自分の写真が、市の計画に使われているんだということになれば、喜ばれると思います。他いかがでしょうか。「エドヒガンザクラ」は「エドヒガン」の方が正しいのですか。「エドヒガンザクラ」という名前はないということですか。</p>
事務局	<p>「エドヒガン」が正式名称です。</p>
委員	<p>8ページの「図 景観の類型」の「H 歴史・文化景観」というものがありますが、一つだけ「旧平安家住宅（川西市郷土館）」が抜けていると思います。これは入れられますか。旧黒川小学校（黒川公民館）、多田神社などメインになるものは入れて頂いておりますが、旧平安家住宅（川西市郷土館）だけが抜けていました。</p>
事務局	<p>37ページ歴史・文化景観のページとあわせて、旧平安家住宅（川西市郷土館）を入れるということですね。修正して、対応します。</p>
議長	<p>他は、宜しいでしょうか。</p>
委員	<p>16ページなどのコラムのところのスケッチにも、先ほどの写真の話と整合性をとっておいたほうが良いと思います。</p>
議長	<p>こちらの著作権も市にありますか。</p>
事務局	<p>こちらの著作権も市にあります。両方対応するようにします。</p>
委員	<p>あまり気がいってなかったのですが、加茂遺跡ってありますよね。ここにも少し書かれています。写真もないし説明もありません。どのような景観になっているのか、お伺いしたかった。イメージが全然湧かないです。川西市と言えば、全国的には加茂遺跡になりますよね。記載があるので、なにかコラムでもいいから説明が要るのだと思います。</p>
事務局	<p>説明文では、加えることが出来ます。残念ながら一部の民家等が加茂遺跡の上に建てら</p>

	<p>れておりまして、イメージ通りの写真が撮れません。唯一以前宮川石器館に土器等も並べていましたが、文化財資料館の方に全部移動しまして、宮川石器館もなくなってしまいました。</p> <p>なにか象徴するものがあつたらいいのですが、申し上げました通り民家が立ち並んでおります。一時鴨神社の北側を掘り返しまして、調査をしていたのですが、今はもうしておりません。なにか象徴的な写真が撮れたらいいのですが。</p>
委員	13 ページに「加茂遺跡」と上がっていますので、これがどういうものなのかと。
事務局	七重の環濠があって、言い方が悪いですが非常に偉い人がいたのではないかと言われております。
委員	今でいえば、景観としてはないということでしょうか。
事務局	今はフェンスに囲まれているような状況でして、文化財としては価値がありますが、景観としてはなかなか見えてこないという状況になっています。
委員	それでは、この計画では「今後なにか見せるようなことを考えましょう」ということになるのでしょうか。一応記載があるので、確認させて頂きました。
議長	その他いかがでしょうか。それでは、(2) その他「景観計画の実現について」に入ります。
事務局	(事務局説明)
議長	<p>ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。</p> <p>ご説明して頂いた資料2の、平成28年度以降の列ですが、さらに2段に分かれていますが、これは時系列で並んでいるのかパラレルなのか。お話を聞いていると微妙な表現でしたが、Cの「公共施設等による景観形成」は、ガイドラインが策定されないと運用が出来ませんが、その他の「市民協定の締結」「表彰・助成制度の検討」というものは、時系列でなくても進められるものだと思いますが、意図はあるのでしょうか。</p>
事務局	特に意図はなく、並びとしてはこの順番になるであろうということです。
議長	「法の届出」と「基準の見直しの検討」も、届出を受けながら基準を見直していくという理解でよろしいでしょうか。
事務局	その通りでございます。
議長	誤解しそうな表現ですね。景観計画、景観条例の周知を来年度の前半辺りからしていくところで、地域別フォーラム等がメインになってくるとは思いますが、その他概要版など色々なメディアを通じて周知されるのでしょうか。
事務局	核として考えているところは、地域別フォーラムを行いながら、最初にご意見を頂いたような市民団体の方へ概要版を配布いたします。あとは、ホームページ、広報などで周知

	<p>を行って参ります。</p> <p>なお、景観条例の若干の補足ですが、条例の本文を資料後ろにつけております。2ページ目に目次が並んでいるところがあると思いますが、第3章のところの、この並びと第4章、第5章の章立てと言いますのは、景観計画の第5章「景観形成の推進方策」の構成とあわせて、条例を改正致しました。その取り組みが分かりやすいようにさせて頂いております。さらに、第5章で「参画と協働による景観形成」として、一本立ちをさせました。生活シーンから取り組んでいるという主旨からして、参画と協働が大事になってくるであろうということで、第5章ということで改めて章立てさせて頂きました。そのような構成に特徴がございます。</p>
議長	<p>条例は、既に議決されているのでしょうか。</p>
事務局	<p>委員会の審査は終わっておりまして、議会の最終日が26日になりますので、そこで最終議決になります。31日に公布されます。</p>
委員	<p>先ほどご説明を頂きました横書きの資料の一番下の「公共施設等による景観形成」のところで、「庁内調整」とありますが、市役所の庁内だけではなくて、県などの関係公共機関、連絡協議会も含めて、周知して頂きたいと思えます。</p>
事務局	<p>猪名川の関係で河川景観にも力を入れておりますので、猪名川河川事務所ですとか、県との調整も一緒にやっていきます。</p>
議長	<p>この条例の制定によって、この審議会の名前が変わるのですよね。「川西市都市景観形成審議会」が、「川西市景観審議会」になる。この審議会が条例設置だったということは、今もそうなのでしょうか。</p>
事務局	<p>その通りでございます。景観計画も3月末日で告示するのですが、この景観計画によって制限がかかってくる場所もありますので、そこについては10月1日から効力を発するという告示をさせていただきます。</p>
委員	<p>Bの箇所で「景観上重要な建造物」などを、平成27年度から指定候補を調査するということになっていますが、これは市側から調査しますということでしょうか。</p>
事務局	<p>まずは今年度の業務等で行ってございました景観資源のリストを整理するところから始めまして、その中で委員などから頂いた情報などがあれば別途働きかけていくような調査ですとか検討をしていければと考えております。</p>
委員	<p>市民の中から、「こういうところがいいのではないか」「私の家が良から候補に挙げてくれないか」など、そういう盛り上げていくやり方をもう一つ入れておいたらどうでしょうか。盛り上がっていけば、みんなが乗ってくれるのではないのでしょうか。一方的ではなくて、市民側・事業者側からの要望を働き掛けていくのも一つかなと思います。</p>
事務局	<p>今回の計画策定は、一つの契機になると思いますので、来年度の地域別フォーラム等とも組み合わせながらやっていければと思います。やり方はいろいろあると思います。</p>

委員	<p>気楽に推薦できるようなやり方にすれば出しやすいので、そういう啓発の仕方もあると思います。市、専門家が「良いですよ」と言っても、なかなか受け入れられませんので。</p>
委員	<p>それに関連して、46 ページの「景観上重要な地区の指定」ですが、地域住民が主体となって指定をし、ルールの基準化を計らい、「景観形成重点地区」に指定するということになっています。その右側に「きめ細やかな景観形成基準を定め、…」とありますが、景観形成基準というのはあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>景観形成基準は、本編で言いますと基準編についております、例えば地区を指定しております基準編の13 ページのところに記載しております。ここは、川西能勢口駅前地区を指定しており、その地区の中の景観形成基準を記載しております。</p>
委員	<p>これは大規模建築物についてですか。</p>
事務局	<p>大規模建築物については、市全域を対象としたまた別の景観形成基準がございます。</p>
委員	<p>13 ページ 14 ページの基準は、川西市全域の基準ですか。</p>
事務局	<p>これは、市全域の中でも特に川西能勢口駅前地区のみのものです。</p>
委員	<p>それ以外の地区はどうなりますか。</p>
事務局	<p>市街化調整区域以外の地域の基準は、基準編の5 ページ 6 ページあたりに記載しております。</p>
委員	<p>それでしたら、46 ページの図のところですが、左側に点線で囲まれた箇所がありますよね。そこに基準編のページを示すなどをしては、どうでしょうか。</p>
事務局	<p>47 ページ下の表組をしているところに、本計画ですでに指定している地区である、河川景観地区、川西能勢口駅前地区について、基準編7 ページを見て下さいということに記載しております。将来的には地区が増えますと、この表の下にさらに追加していく形になります。</p>
委員	<p>指定をしました。その後どうなるのですかという話が、一番重要なことではないでしょうか。もう少し分かりやすい何かが必要だと思います。</p>
事務局	<p>景観上重要な地区という括りの中で、46 ページは指定するフローを47 ページは指定後の手続き等のフローを分けて記載しております。</p>
議長	<p>46 ページの右側に書いてある「きめ細やかな景観形成基準」というのは、その地区ごとにオーダーメイドで作るのですね。これから作ることになりますので、出来ているものは先ほどの駅前地区などがあるのですが、地区によっては内容が変わってくるものです。</p>
委員	<p>今は2つしかないんですよね。今後のことになりますよね。</p>

事務局	<p>この景観形成地区というのは、あくまでも住民主体で、協定などによって守っていく地区独自の景観のルールになるものでして、右側の景観形成重点地区になると景観計画にその地区オリジナルの景観形成基準を定めることにより、届出制度でより厳格に景観形成を図っていこうとするといった意味のルールの基準化になります。</p>
委員	<p>数値化できているものは分かりますが、数値化できていないものの審査基準というのは非常に微妙なんですね。その場合の景観審査の委員会というのはあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>今回特には設けておりませんので、庁内課内でチェックをしていくことになります。</p>
委員	<p>ガイドラインというか、ルール化というからには、何か分かりやすいものがある、それをまず基準として検討していくべきだと思います。</p> <p>数値化できているものは、誰でもチェックできますが、そうでないものはどういう審査基準を定めるのかというのは、景観審査委員会のようなものがある、という話になるのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>そこまで強力にやっておられる市もあります。本市の場合は現行条例においても、届出用紙とは別にチェックシートがございまして、景観形成基準に対しどのように配慮したか記載して頂いており、あとは対話の中で、景観形成をより良い方向に調整してもらうというのが現状です。</p>
委員	<p>駅前地区の区域図の赤い枠線で囲まれた地区は、例えば基準に「建築物全体を統一感のある質の高い意匠とする」とありますが、言ってしまうと何でもありです。景観として頑張っているところに対して、新築のものがあつた場合に、どのように審査していくかについては非常に神経を使います。</p>
事務局	<p>わかりやすい基準である数値基準に関しては全市的な基準よりも強めといいますか、範囲を絞ってより地区のまちなみを誘導していくために、地区の色合いなどを考慮しながら調整していきたいと考えています。</p>
委員	<p>その場合、46 ページに書かれています左側の景観形成地区に指定する時は、住民や市などでやってもいいと思います。次に行く時に、それが本当に景観形成重点地区に出来るのかという時に、専門家の意見は必要だと思います。そういう景観の専門家の委員会を作って、しっかりと意見を聞いて、景観形成重点地区になるのだらうと思います。その辺りは考えておられますか。</p>
事務局	<p>景観形成重点地区を指定するにあたってはアドバイザー派遣ですとか、地区指定の段階になればこちらの審議会へ諮問させていただきます。</p> <p>最近では地区指定がなかったのでこちらの審議会にかけておりませんが、実際今後新たに地区指定をする時には、景観審議会にも諮って時には現地に行っていていただいて、基準を精査して行って、指定していくという手続きになります。</p> <p>景観上重要な建造物・樹木等の指定に関しても同様のフローとなります。指定に当たっては、この審議会のメンバーのほか必要があれば地域の方に来ていただくとか、専門家に来ていただくとか、そのようなこともしていきたいなと思っております。</p>

委員	重点地区の指定には、専門家の意見が必要だと思います。建築で言うと例えば、設計者では見るところも違いますので、そういうところで、意見を聞いて頂けたらと思います。
事務局	審議会のメンバーではないかもしれませんが、そのような方にも加わって頂いて、審議していくという形は十分に考えられます。
委員	数値基準と価値基準があって、どういう価値をつけるのか。その辺りは専門家集団に頼らざるを得ないのだと思います。例えば、こういう景観がどういう価値があるのか。市民には分からない場合もあるし、開発している人にも分からない場合がありますので、そういうものの価値づけを共有できる場は必要だと思います。
委員	この重点地区の2地区は、既に指定されているのですか。
事務局	現行の条例により、指定されています。
委員	この地区を指定するにあたって、新条例で定められている地区住民への周知等は今回改めてされるわけではないということでしょうか。
事務局	その通りでございます。改正後の条例で、みなし規定を設けておまして、当該地区はすでにそのような手続きを踏んできておりますので、10月1日以降も読み替えて、名称を変更して継続指定していくということです。 また、景観法に基づく届出に切り替わりますので、公布から施行までの6か月の間に周知していきます。
委員	本来であれば、基準のことを皆さんがきちりと知って頂いて、自主的に色々取り組んで頂けるのが一番良いです。基準を良く知って頂いて、それぞれの人がこの地区はこういう地区だと思って頂ければ、専門家が出て行って、仲裁と言いますかそういうことをしなくてもいいようになると思います。そういうのが理想だと思います。そのためには何をするかといいますと、こういう地区であるということの周知であるとか、なぜそういうことに指定されているのかという主旨、その為にどういうことをしないといけないのか、期待されているのかということ、住民あるいは土地所有者、利害関係人の方に知って頂くという取組なのかなと思います。届出制度というのは、本当はみんながその地区の中では自主的に主旨を理解して頂いて、自然に条例に沿った行動をとって頂けるように誘導していければ一番良いです。
議長	資料2の平成28年度以降のことになるのですが、景観整備機構の指定の辺りは特に明記がないのですが、検討されるということでしょうか。
事務局	景観整備機構は、指定対象の調査もまだ出来ていない状況ですので、今後の検討課題としています。
議長	平成28年度以降でも見えないということですか。「景観協議会の開催」というものが出てきますけども、これはどのような状況で開催するのでしょうか。
事務局	例えば、河川を挟んで対岸同士の市が共通の景観ルールを作ったりする場合に、このよ

	うな景観協議会が使えるのだらうと思います。それ以外にも観光にスポットを当てて、観光に関する事業者さん、NPOさんと市と一緒に出来るのではと思います。
議長	55 ページの「景観形成の推進方策」の(5)に、「市民・関係団体、事業者と行政が、...の開催に努めます。」とあり「努めます」と書いてありますが、景観協議会は組織体ではなくて会議ということですね。
事務局	会議の場を設けて、市民とか事業者の意見を聞くような会議を開催していくということです。
委員	資料2ですが、Cのところの右側に「市全体を対象としたガイドライン策定」とあり、その右側に「ガイドラインの運用開始」「景観上重要な地区別のガイドライン策定」とありますが、これが先ほど議長が指摘されましたように時系列でないのであれば、平成27年度の10月1日から景観計画・景観条例の運用・施行を開始しますので、それにまたがってこのガイドラインの策定の検討を始めたほうが良いのではないのでしょうか。
事務局	本来であれば庁内調整の中で始めていくものだと思っておりますが、予算上の都合等でこのようにさせて頂いております。
委員	これは、まず市全域のガイドラインを策定した上で、地区別に細かくガイドラインを策定していくということでしょうか。
事務局	そのような段取りを考えております。
委員	そうしますと、ガイドラインの運用開始と同時に地区別のガイドラインを作っていくということになるのですよね。それとも地区別のガイドラインも全て策定した上での運用開始になるのでしょうか。
事務局	まずは市全域を策定して運用を開始して、地区別に詳細に検討を進めていくこととなります。
議長	これは、公共施設等に関するガイドラインでいいんですよね。その場合、地域別、地区別というほどバラエティがあるのでしょうか。地域別構想のような話ではなくて、特定の地区についてガイドラインを定めるということでしょうか。
事務局	景観上重要な地区毎の、例えば川西能勢口駅前地区であれば、あの地区でどのような公共施設整備が必要なのかということです。
委員	その場合に基-5ページの高さがありますよね。建築基準法がまずあって、高さ制限があって、その中で「周囲の建築物、景観の調和」というのは、非常にあいまいな気がします。もっと踏み込んだ話として、ガイドラインを策定する時に、折角川西市のキーポイントになる建造物ですので、「多田神社が見える高さに抑える」などの基準など具体的にすることは、考えておられますか。
事務局	ガイドラインは誘導方針ですので、今おっしゃられた高さ基準、より厳格な数値基準は

	<p>別途景観地区の指定ですとか、より踏み込んだ景観形成の取組み方があると思いますので、そのあたりを見極めながら取り組んでいきたいと思います。</p> <p>今おっしゃられた基準は、大規模建築物の基準でして、大規模建築物は最低限の基準となっております。一方で、地区毎の基準はより積極的にこういうことをしていきましょう、ということにしております。そこで少し差が出て来ております。今回9つの類型ごとに景観形成の方針を定めましたので、その方針とこの基準がどのようにリンクしているのか検討していきたいと考えております。</p>
委員	<p>要するに、川西オリジナルなものとして考えているかどうか大切です。</p>
事務局	<p>市全域版は他市でもやっておられるのだと思いますが、地区別になりますとあまり事例もありませんので、よりオリジナリティを出していけるようなものになるのではないかと思います。また、景観計画自体、生活シーンから景観を捉えなおすという発想でしておりますので、その感じを大事にして特徴を出していきたいと思います。</p>
委員	<p>景観上重要な地区という言葉ですが、これは条例上は第15条になりますが、この景観上重要な地区の指定の詳細があまり書かれていないように思います。ほんわかとした景観上重要な地区という概念があって、その中で住人とか利害関係人が協定のようなものを定めて申し出があった時、審議会の意見を聞いて、景観形成地区になると書いてある。</p> <p>景観形成地区は手続きもしっかりとしているのですが、景観上重要な地区というのは実際に指定されるのでしょうか。</p>
事務局	<p>第15条は景観上重要な地区ということで、対象となるものはどのようなものかということを決めておいて、第16条は景観形成地区の指定、第17条は景観形成重点地区の指定となっております。細かい手続きなどは別途規則で決めていくことになります。</p>
委員	<p>第15条を単独で指定するというイメージはないのでしょうか。</p>
事務局	<p>第15条のところでは、景観の調査をして浮かび上がってくる地区を掘り下げていきますという主旨です。条文だけを読みますと、景観上重要な地区という概念で指定するということですが、実際の内容としては、第15条でこういったところを扱っていきますということとして、景観上重要な地区として指定することは今のところ考えておりません。</p>
議長	<p>ただ、第16条で指定する時には第15条の指定が前提になるということですよ。</p>
事務局	<p>実際には、第16条、第17条で指定される地区というのが第15条で指定される地区ですということになってきます。少しわかりにくいかもしれませんが。</p>
委員	<p>実質的には第15条の景観上重要な地区というのは、第16条の景観形成地区か第17条の景観形成重点地区ということでしょうか。</p>
議長	<p>政策的に使おうと思えば、第15条で薄い網を市長が掛けて、そこに色々な働きかけをして将来第16条に指定していくという道具に使えないこともないと思います。そういう使い方をされるようなビジョンは、今はお持ちではないということですね。</p>

委員	第 15 条のままでいこうというゆるやかな考え方も出てくると思います。緩い縛りのままでいい、市等に決めつけられるのであれば、自分たちで規制を掛けながらやりましょうという第 15 条どまりの考え方もあると思います。
議長	そうであれば第 15 条の方が需要があるかもしれません。
委員	川西の場合は、第 15 条のほうが良いのかなと思います。
事務局	第 15 条だと地区指定だけで、なにも規制は無いんです。
委員	住民が意識するようになって、それなら何かしようかという感じになるところもあります。その辺は微妙な駆け引きですが。
委員	景観を良くしようというよりは、悪くならないようにしようという防止策に近いように思います。
委員	これと用途地域の指定と絡むところはありませんか。景観上問題になっている施設の規制などです。
事務局	特別用途地区を指定しており、駅前地区の一部を除く準工業地域で、1 万㎡以上の大規模集客施設等の開発はまず規制が掛かるようになっています。
委員	多田神社の前に、そのような店が入ることはないということでしょうか。この景観法で、それを止められるのかどうかということです。
事務局	景観法では無理です。用途の制限まで行こうとすると地区計画の話に近づきます。景観計画の中にも、地区計画を活用していきましょうという記載はあります。地区計画でも形態意匠は決められますので、地区計画の景観バージョンもあっていいと思います。
委員	それがあれば景観法でもいいのかなと思います。
事務局	景観法に基づく地区指定と、都市計画法に基づく地区計画の指定と同列レベルで考えています。 第 3 節第 23 条の景観上重要な建造物についても、同じ構えでやっておりますので、同じことが言えると思います。第 23 条で薄く指定した上で、第 24 条で濃くしていくという構えになっております。これは建造物と樹木という指定になっております。
議長	第 22 条に今の地区計画について書いてあるのですが、都計審の方で地区計画を決める時には、そこに建築物等の形態意匠の制限が含まれている場合は、本審議会に意見照会が来るということでしょうか。
事務局	地区計画形態意匠条例を景観法に基づく条例として定めることができるという規定がございまして、この条例を定める場合は、お諮りさせていただきます。通常地区計画と言えば、届出や建築確認で基準を審査しますけども、形態意匠条例とは、1 件ごとの審査で計画を認定していくことになります。

議長	<p>地区計画形態意匠条例の場合は、そのようなことが出来るということです。その他ありますか。よろしいでしょうか。</p> <p>新年度以降の景観審議会というのは、どのようなテーマでどのくらいの頻度で開催されていくのでしょうか。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p>
議長	<p>その他よろしいでしょうか。それでは、第4回川西市都市景観審議会を終了させていただきたいと思います。</p>